

家電4品と小電28品を指定へ

廃棄物の処理基準等を適用



次回検討会で引き続き指定・保管について議論していく

「有害使用済み機器の保管等に関する技術的検討会（第1回）」が9月4日に都内で行われ、改正廃棄物処理法の雑品対策で示された有害使用済み機器の対象として「家電4品目」と「小型家電28品目」を全て指定する方針が示された。保管や処分については廃棄物の処理基準と家電・小型家電の処理基準を踏まえて検討を進め、11月下旬をめどにガイドライン案を作成する。

対象はエアコンディショナー、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目と電話機、携帯電話、パソコン、扇風機、

ヘアドライヤー、ゲーム機などの小型家電28品目を検討している。保管や処分に関する規定としては▽保管場

所の要件▽飛散・流出
・地、下浸透防止▽有害

使用済み機器と他の物の分別保管▽火災発生防止等▽ねずみ・害虫の発生防止▽処分の方

法▽処分施設の生活環境保全措置「などを想定している。検討会では、パーゼ

どについて説明があった。次回検討会で結果を報告するという。

現地調査は、中小規模（内陸部）のヤードや沿岸ヤードの2種類を選定し、保管・処分を実施している業者と保管のみを実施している業者の双方を対象とする。

現地では、雑品スクラップの取引状況や保管・処分状況、品目の割合、火災や有害物質の飛散・流出等の実態などの項目を調べる。

委員からは「指定する品目が家電・電化製品に偏っていないか」、「中小ヤードの実態をどこまで把握できるのか」という意見が挙がった。